

「王滝村オフセット・クレジット販売要領」をここに交付する。

令和 6 年 10 月 29 日

王滝村長 越原 道廣

王滝村告示第 47 号

王滝村オフセット・クレジット販売要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、国内 J クレジット制度に基づき、王滝村（以下「村」という。）が取得し、及び管理するオフセット・クレジット（「以下「クレジット」という。」を、カーボン・オフセットに取り組む事業者、団体、個人等（以下「事業者等」という。）に販売することに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）カーボン・オフセット 日常生活及び経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスについて、排出量の削減努力を行ったにもかかわらず、削減できなかった当該排出量を、省エネルギー機器の導入による削減量及び森林経営取組等による吸収量により埋め合わせることをいう。
- （2）オフセット・クレジット カーボン・オフセットの取引の単位量をいう。

（購入者の募集等）

第 3 条 村長は、王滝村 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集について、村のホームページ等により募集するものとする。

（販売単価及び販売数量）

第 4 条 王滝村 J-クレジットの販売単価は、村長が別に定める。

16,500 円／トン（t-CO₂）（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

2 クレジットの最低販売量は 1 t（t-CO₂）とし、1 t（t-CO₂）単位で販売するものとする。

（購入の申込等）

第 5 条 クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、王滝村オフセット・クレジット購入申込書（別記様式第 1 号）、王滝村オフセット・クレジット購入計画書（別記様式第 2 号）及び事業者（団体）の概要調書（別記様式第 3 号）に必要事項を記入の上、窓口を持参又は郵送のいずれかの方法により申

込みをしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業者等は、申込みの対象外とする。

- (1) 暴力団（王滝村暴力団排除条例（平成23年条例第15号）第2条第1号に定める暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に定める暴力団員をいう。）の統制下にあると認めるに足りる理由がある事業者等
- (2) 各種法令に違反している事業者等
- (3) 正当な理由がなく行政機関による行政指導に対し改善がなされていない事業者等
- (4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者等
- (5) 村税等を滞納している事業者等
- (6) その他カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

2 村長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対しクレジットの使用に関する資料の提出を求めることができる。

（購入者の決定）

第6条 村長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査した上で、購入の適否を決定し、王滝村オフセット・クレジット購入適否決定通知書（様式第4号）により購入希望者に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 村長は、前条の規定により購入者を決定したときは、クレジットの売買に係る契約書を作成し、契約を締結するものとする。

（売買代金の納付）

第8条 購入者は、クレジットの売買代金を村長が指定する期日までに、村が発行する納入通知書により納付しなければならない。

（クレジットの移転及び無効化）

第9条 村長は、前条の売買代金の納付を確認したときは、j-クレジット登録簿システムの村の保有口座から当該購入者が指定する保有口座への移転手続を行うものとする。

2 購入者がj-クレジット登録簿システムにおける口座を有しないとき、及び口座を指定しないときは、村長がクレジットの無効化を行うものとする。

（購入後の報告）

第10条 村長は、購入者に対して、クレジットの使用内容等について報告を求めることができる。

2 購入者は、前項の規定により報告を求められたときは、速やかに購入したクレジットの使用内容等について報告しなければならない。

(適用除外)

第 1 1 条 入札及び市場（この条において「入札等」という。）を通じてクレジットを
売買する場合は、第 5 条から前条までの規定にかかわらず、当該入札等の定めによ
るものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要領は、公布の日から施行する。